

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成24年8月9日
【四半期会計期間】	第50期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）
【会社名】	株式会社マルタイ
【英訳名】	MARUTAI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 江藤 照
【本店の所在の場所】	福岡市西区周船寺三丁目23番42号
【電話番号】	092-807-0711
【事務連絡者氏名】	経理部長 松岡 悦雄
【最寄りの連絡場所】	福岡市西区周船寺三丁目23番42号
【電話番号】	092-807-0711
【事務連絡者氏名】	経理部長 松岡 悦雄
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第49期 第1四半期 累計期間	第50期 第1四半期 累計期間	第49期
会計期間	自平成23年 2月1日 至平成23年 4月30日	自平成24年 4月1日 至平成24年 6月30日	自平成23年 2月1日 至平成24年 3月31日
売上高(千円)	2,204,834	1,732,059	9,085,814
経常利益(千円)	280,004	61,829	637,832
四半期(当期)純利益(千円)	167,996	33,103	317,905
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)			
資本金(千円)	1,989,630	1,989,630	1,989,630
発行済株式総数(千株)	9,610	9,610	9,610
純資産額(千円)	7,367,409	7,497,187	7,572,629
総資産額(千円)	9,421,303	9,101,433	9,530,178
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	17.58	3.46	33.26
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)			
1株当たり配当額(円)			11.00
自己資本比率(%)	78.2	82.4	79.5

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高に消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益は、持分法適用会社がないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 第49期は決算期の変更に伴い、平成23年2月1日から平成24年3月31日までの14か月の変則決算となっております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、依然厳しい状況にありましたが、復興需要等を背景に国内需要が堅調に推移し、生産や輸出、企業収益等で持ち直しの動きが見られ、緩やかに回復へ向け推移しました。一方で欧州政府債務危機や電力供給の制約等の不安定要因が景気を下押しするリスクもあり、経済全体の先行きは不透明な状態となっております。

また、食品業界におきましては、価格競争の激化と原材料価格の高騰により、依然厳しい経営環境が続いております。

このような状況下において、当社は引き続き主力製品の棒ラーメンや長崎皿うどん等の販売強化に努め、安定的な成績を実現すべく全社をあげて収益向上や原価低減に取り組んでまいりました。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は、1,732百万円となりました。

また、利益面につきましては、営業利益は59百万円、経常利益は61百万円、四半期純利益は33百万円となりました。

なお、平成24年3月期は、決算期を1月決算から3月決算へ変更をしたことに伴い14か月の変則決算となっておりますので、対前年同四半期増減比は記載しておりません。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ、428百万円減少しました。これは主に現金及び預金が318百万円、受取手形及び売掛金が154百万円減少したこと等によるものであります。

また、負債は、前事業年度末に比べ、353百万円減少しました。これは主に支払手形及び買掛金が106百万円、未払金が107百万円及び未払法人税等が123百万円減少したこと等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

なお、研究開発費として特に計上すべき金額はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,750,000
計	13,750,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年8月9日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,610,000	9,610,000	福岡証券取引所	単元株式数 1,000株
計	9,610,000	9,610,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日		9,610,000		1,989,630		1,989,711

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 52,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,534,000	9,534	-
単元未満株式	普通株式 24,000	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	9,610,000	-	-
総株主の議決権	-	9,534	-

【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社マルタイ	福岡市西区周船寺三丁目23番42号	52,000	-	52,000	0.54
計	-	52,000	-	52,000	0.54

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社は、平成23年4月26日開催の第48期定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を1月31日から3月31日に変更いたしました。これに伴い、前第1四半期会計期間及び前第1四半期累計期間は、平成23年2月1日から平成23年4月30日まで、当第1四半期会計期間及び当第1四半期累計期間は、平成24年4月1日から平成24年6月30日までとなっております。また、前事業年度は、平成23年2月1日から平成24年3月31日までの14か月間となっております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,371,605	1,052,954
受取手形及び売掛金	1,965,475	1,810,842
有価証券	1,599,958	1,599,979
商品及び製品	122,702	98,800
仕掛品	35,900	40,771
原材料及び貯蔵品	106,954	108,627
繰延税金資産	33,564	36,100
その他	94,900	111,351
流動資産合計	5,331,062	4,859,427
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	294,813	290,257
機械及び装置(純額)	327,178	312,247
土地	1,509,881	1,509,881
建設仮勘定	1,200,005	1,268,923
その他(純額)	34,490	33,845
有形固定資産合計	3,366,368	3,415,155
無形固定資産	33,177	33,140
投資その他の資産		
投資有価証券	522,223	519,286
関係会社社債	199,558	199,646
繰延税金資産	5,194	6,319
その他	76,092	71,956
貸倒引当金	3,500	3,500
投資その他の資産合計	799,569	793,709
固定資産合計	4,199,116	4,242,005
資産合計	9,530,178	9,101,433

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成24年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,024,759	918,356
短期借入金	26,000	-
未払金	495,113	387,329
未払法人税等	147,037	23,609
賞与引当金	53,954	85,845
その他	70,376	57,657
流動負債合計	1,817,241	1,472,797
固定負債		
退職給付引当金	96,156	95,151
役員退職慰労引当金	44,151	36,296
固定負債合計	140,307	131,447
負債合計	1,957,548	1,604,245
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,989,630	1,989,630
資本剰余金	1,989,711	1,989,711
利益剰余金	3,615,561	3,543,533
自己株式	30,877	30,877
株主資本合計	7,564,025	7,491,997
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,604	5,190
評価・換算差額等合計	8,604	5,190
純資産合計	7,572,629	7,497,187
負債純資産合計	9,530,178	9,101,433

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年4月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	2,204,834	1,732,059
売上原価	1,168,243	981,254
売上総利益	1,036,591	750,804
販売費及び一般管理費	762,756	691,024
営業利益	273,834	59,780
営業外収益		
受取利息	5,556	3,615
受取配当金	240	3,151
その他	5,537	2,101
営業外収益合計	11,334	8,868
営業外費用		
支払利息	84	31
たな卸資産廃棄損	2,370	4,680
その他	2,709	2,107
営業外費用合計	5,164	6,819
経常利益	280,004	61,829
特別利益		
有価証券償還益	10,360	-
特別利益合計	10,360	-
特別損失		
固定資産除却損	263	14
投資有価証券売却損	3	-
投資有価証券評価損	-	9,251
特別損失合計	267	9,265
税引前四半期純利益	290,097	52,563
法人税、住民税及び事業税	128,680	21,974
法人税等調整額	6,579	2,514
法人税等合計	122,100	19,460
四半期純利益	167,996	33,103

【会計方針の変更】

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成23年2月1日 至 平成23年4月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
減価償却費	15,553千円	29,220千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成23年2月1日 至 平成23年4月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年4月26日 定時株主総会	普通株式	124,254	13	平成23年1月31日	平成23年4月27日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月21日 定時株主総会	普通株式	105,131	11	平成24年3月31日	平成24年6月22日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 平成23年2月1日 至 平成23年4月30日)及び当第1四半期累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

当社は食品製造事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年4月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	17円58銭	3円46銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	167,996	33,103
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	167,996	33,103
普通株式の期中平均株式数(千株)	9,557	9,557

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月8日

株式会社 マルタイ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 工藤 雅春 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢野 真紀 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マルタイの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第50期事業年度の第1四半期会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マルタイの平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。